**平成２３年（フ）第２８３号**
高知市介良乙2752番地
債務者　小島亜佐代
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第２１号**
高知県室戸市室戸岬町5789番地１
債務者　濱口　明雄
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第２２号**
高知県室戸市室戸岬町5789番地１
債務者　濱口　君惠
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第２５号**
高知県室戸市室津1043番地
債務者　岩川　美穂
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第２８号**
高知県室戸市佐喜浜町1971番地１
債務者　新川　国光
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第２９号**
高知県室戸市佐喜浜町1971番地１
債務者　新川ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第１７４号**
福岡県久留米市田主丸町田主丸1172番地８
債務者　梶原　俊次
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第１７５号**
福岡県久留米市田主丸町田主丸1172番地８
債務者　梶原　奈己
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第５６号**
福岡県田川郡福智町神崎1103番地
債務者　岡田　松治
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２３年（フ）第５７号**
福岡県田川郡福智町神崎1103番地
債務者　岡田　智子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２３年（フ）第７５号**
宮崎市北川内町円光明6345番地１
債務者　宮島キヨ子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１８４号**
宮崎市花ケ島町新地橋1137番地　サルヴァトーレ花ケ島131号
債務者　江藤　政文
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第５５号**
鹿児島県姶良市西餅田3786番地62
債務者　上野　美歌
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２３年（フ）第６４号**
鹿児島県伊佐市大口元町26番地３
債務者　山口　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２３年（フ）第２１０号**
沖縄県浦添市大平２丁目４番８―205号トゥインクル７
債務者　屋比久久代
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第２３号**
沖縄県石垣市新栄町17番地17　黒島方２―南
債務者　宮城　　愛
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２３年（フ）第９３号**
青森県八戸市大字大久保字長沢８番地53
債務者　荒木田直美（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２３年（フ）第８１号**
宮城県大崎市鹿島台平渡字銭神178番地10、従前の住所宮城県東松島市根古字朴木沢10番地
債務者　阿部　昭子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係